

「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく上場制度の整備等について

平成21年10月29日
株式会社東京証券取引所

趣旨

当取引所では、本年度における上場制度の包括的な整備に関する方向性を示すため、「上場制度整備の実行計画2009」を取りまとめ、平成21年9月29日付で公表しております。本実行計画に基づく第一段階の取組として、本実行計画において「速やかに実施する事項」として掲げた事項を中心として、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備の一環として、「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう促すこととすることに加え、コーポレート・ガバナンス体制に関する開示について一層の充実を図るほか、一般株主保護の観点から、上場会社に対して、1名以上の独立役員を確保することを求めるなどの対応を図ることとします。

また、近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直しの観点から、上場会社に対して適時開示を求める各開示項目について、最低限開示が必要となる内容を明確化するともに、非上場の親会社等に関する適時開示等の効率化を図るなど、所要の見直しを行うこととします。

概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備</p> <p>(1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重</p> <p>(2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実</p>	<p>・上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。</p> <p>・上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。</p>	<p>当該原則は、平成16年3月に当取引所の上場会社コーポレート・ガバナンス委員会報告に基づいて策定され、上場会社に対して、その尊重を要請してきたものです。</p> <p>現状においても、コーポレート・ガバナンス体制の状況については当該報告書の記載事項となっておりますが、新たに、その体制を選択する理由の記載を求めるものです。</p> <p>・具体的には、本年6月公表の金融審議会スタディグループ報告で示されたモデルを踏まえ、コーポレー</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 独立役員 独立役員の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、一般株主の保護のため、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとします。 	<p>ト・ガバナンス体制に関する上場会社の考え方などの記載を求めることを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、コーポレート・ガバナンス体制の状況の開示についても、社外取締役を設置している上場会社に対しては、社外取締役の役割や機能に関する記載を求め、社外取締役を設置していない上場会社に対しては、コーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る当該企業の独自の方法に関する記載を求めるなどの対応を行います。 ・ 平成22年3月末日までに、当該報告書に反映するものとします。 <p>独立役員の異動は、原則として異動が生ずる日の2週間前までに当取引所に届け出るものとします。この場合において、独立役員として届け出ようとする者が、当該上場会社、子会社、下請企業などの取引先の役員・従業員、当該上場会社から報酬を得ているコンサルタント、近親者等の経営陣から著しいコントロールを受けうる者である場合や、親会社、メインバンクなどの取引先の役員、従業員、近親者等の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者である場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれが高いため、事前相談を要請します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、独立役員の届出を受理したときは、その内容を公衆の縦覧に供するものとします。 ・ 上場会社は、平成22年3月末日までに独立役員の確保の状況を届け出ることとします。ただし、企業行動規範違反に対する実効性確保措置は、原則として、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後の状況から適用対象とする

項 目	内 容	備 考
<p>独立役員の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員の氏名及びその指定理由（独立役員として指定する者が、仮に以下の a から e までのいずれかに該当する場合は、それを踏まえて指定する理由を含みます。）等を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとしします。 a 上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者 b 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者 c 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含みます。） d 上場会社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者） e 上記 a から d までに掲げる者又は上場会社若しくはその子会社の業務執行者（重要でないものを除きます。）の近親者（配偶者又は二親等内の親族をいいます。） 	<p>など、所要の経過措置を設けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記 a から e までについては、現在又は過去にそれぞれに掲げる者に該当する場合をいいます。 ・ 左記 e の「業務執行者」については、監査役にあつては、業務執行者に該当しない取締役又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）を含みます。 <p>「主要な取引先」「多額の金銭その他の財産」「重要でないもの」などの取扱いは、現在の会社法等に基づく実務と同等のレベルを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、当該報告書に反映するものとしします。
<p>2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し (1) 適時開示における最低限求められる開示事項の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が会社情報の適時開示を行うにあたり、原則として、以下の事項を共通して開示すべき内容として明確化します。 a 上場会社が決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯 b 決定事実又は発生事実の概要 c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し d その他投資者の投資判断上重要な事項 	<p>適時開示において共通して開示すべき内容を上場規則上に明記することで、規則違反についての予見可能性を高める趣旨です。</p> <p>開示時点において左記事項の一部を開示できない事情がある場合には、その内容が確定又は判明次第追加開示することが必要となります。</p> <p>個別の項目ごとに異なる開示内容もありますが、そ</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 非上場の親会社等に係る開示の整理</p> <p>(3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非上場の親会社等に係る会社情報の開示について、内容を整理した上で支配株主等に関する開示に統合します。 ・上場会社は、経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書（金融商品取引法第24条の4の4第1項に規定する内部統制報告書をいいます。以下同じ。）の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとします。 	<p>これらの取扱いについては、会社情報適時開示ガイドブックにおいて可能な限り具体的に明確化を図ります。</p> <p>非上場の親会社等に係る会社情報の開示は、親会社等による上場会社の少数株主との利益相反取引をけん制する趣旨で、非上場の親会社等を有する上場会社に対して求めてきたものですが、近年、非上場の親会社を含む上場会社の支配株主などを対象とする支配株主等に関する開示の充実が図られたことを踏まえ、両者を統合し、実務の効率化を図る趣旨で見直しを行うものです。</p> <p>経営者が内部統制に重要な欠陥がある旨などの記載を行う場合について、報道のみで投資者に伝達されている現状を踏まえ、上場会社自身による説明を求めることで投資者に対してより正確かつ公平な情報を伝える趣旨です。</p> <p>内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで、重要な欠陥を是正する努力が求められますが、重要な欠陥の是正を断念した場合であって、重要な欠陥がある旨等を記載する内部統制報告書の提出を行うことを決定したときに、開示することを想定しています。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) IFRS導入に向けた体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入のほか、会計基準設定主体等の行う研修への参加など会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする旨を、企業 	<p>国際会計基準（IFRS）と日本基準とのさらなるコンバージェンスの進行やIFRS任意適用の開始など、上場会社が会計基準等の変更等についての的確に対応する必要性が高まってきていることを踏まえたものです。</p>

項 目	内 容	備 考
(2) その他	<p>行動規範の「望まれる事項」として規定します。</p> <p>・ その他所要の改正を行うものとします。</p>	<p>上場会社は、これまでも財務会計基準機構の加入を求められておりますが、上場規則上明確化する趣旨です。</p> <p>・ 上場会社は、財務会計基準機構への加入状況（加入していない場合には、加入に向けた考え方）について開示することを求めることとします。</p> <p>当該開示は、事業年度に係る決算内容の開示の際に行うことを想定しています。なお、現在、財務会計基準機構に加入している会社（2009年9月30日現在2,182社、東証上場会社の約94%）は、決算短信の1枚目に財務会計基準機構の会員マークを表示していることで当該開示に替えることができるものとします。</p> <p>当取引所としてその状況を公表するとともに上記の開示内容によっては、当該上場会社に対して財務会計基準機構への加入を勧告することができるものとします。</p>

実施時期（予定）

- ・ 金融庁による認可を前提として、平成21年12月を目途に実施します。

以 上